

青森県教育委員会第789回定例会会議録

期 日 平成26年10月10日（金）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について
報告第2号	行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
議案第1号	青森県社会教育委員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第2号	青森県社会教育委員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第3号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
そ の 他	職員の懲戒処分の状況

平成26年10月10日（金）

・開会 午後2時30分

・閉会 午後2時54分

・出席者の氏名

豊川好司、町田直子、清野暢邦、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）

・説明のために出席した者の職

佐藤理事、奈良教育次長、岡田参事、教育政策・職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

町田委員、中沢委員

・書記

外崎学、村上健

会 議

議 事

報告第 1 号 議案に対する意見について

(佐藤理事)

本件は、県議会第 279 回定例会に提出された「平成 26 年度青森県一般会計補正予算（第 1 号）案（教育委員会所管分）」及び「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので御報告するものである。

まず、「平成 26 年度青森県一般会計補正予算（第 1 号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、1 億 7, 128 万 4 千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1, 332 億 2, 583 万 9 千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主なものについては、参考資料のとおり、特別支援学校校舎の大規模改修、埋蔵文化財発掘調査、県民の健康・スポーツに関する意識調査及び体育施設の改修等に要する経費となっている。

続いて、「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」についてであるが、今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定め、並びに幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準を改めるためのものである。

なお、この 2 件の議案については、先の県議会において原案どおり可決されたものである。

(清野委員)

この条例改正によって、具体的に何がどのように変わるのか。

(佐藤理事)

あまり直接的なものはない。国の子ども・子育て支援新制度というのができて、これまでと違う形の新たな幼保連携型認定こども園が創設されている。この新たな形の幼保連携型認定こども園というのは、学校教育法に定める学校であり、かつ児童福祉法に定める児童福祉施設である単一の施設として認可されるものである。これにより、これまで別々の形であった指導監督や財政措置の一元化が図られることになっているが、この改正条例は、この新たな幼保連携型認定こども園等の県としての認可基準などを定めるものである。認可基準設定の基本的な考え方については、幼稚園又は保育園の高い水準を引き継ぐ形で定

められている。内容としては、学級編制や職員配置の基準、園舎・保育室の面積、食事の提供等について定められている。

(清野委員)

現状変更は起こらないということか。

(佐藤理事)

現在、我々が管轄する公立の幼稚園は、休園しているものを含めて8園しかない。この8園の中で、来年度から幼保連携型認定こども園に移行する予定のところはない状況である。

(清野委員)

既存の幼稚園等は存続していくのか。

(佐藤理事)

認定こども園に移行しなくても、幼稚園なり、保育所の形でそのまま存続することができる。今までは保護者の方が職業を持っていなければ保育園に子どもを入れることができなかったが、今回の制度では、就労の如何にかかわらず、保育所の機能も兼ね備えた認定こども園に子どもを入れることができるし、途中で仕事を辞めても、そのまま子どもを通わせることができるというメリットがある。

(豊川委員長)

他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、報告第1号については了解した。

報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について

(荒関教育政策課長)

行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てについて、教育長専決により決定を行ったのでご報告する。

まず、1の「事案の概要」についてであるが、平成23年度社会教育調査に関し、平成25年11月1日、社会体育施設について「ゴルフ場は青森県で1か所と記載されているが、この施設の名称が分かる県が文部科学省へ提出した書類」の開示請求があった。当該請求に対し、当委員会では、保有する文書の一部を青森県情報公開条例第7条第1号の「法令により公にすることができない情報」として一部不開示とする決定を行ったところであるが、平成26年1月8日、当該決定を不服とする異議申立てがあったものである。

この申立てを受け、当委員会では、青森県情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行ったところであるが、2の「答申の要旨」にあるとおり、異議申立てのあった公立施設の設置者等の情報は、非公知性や秘匿の必要性が認められないため、統計法に定める「秘密」には該当せず、また、これらの情報を公にしても、調査への信頼を損なうおそれがなく、同法の「目的外使用の禁止」の規定に反しないものであることから、本件情報は、青森県

情報公開条例に定める「法令秘情報」には該当せず、開示することが妥当との答申があったところである。

この答申を受け、当委員会では、3にあるとおり、審査会の答申を尊重することとし、平成26年9月22日、教育長専決により異議申立てのあった情報の開示を行ったものである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、報告第2号については了解した。

議案第1号 青森県社会教育委員の人事について

(中野生涯学習課長)

青森県社会教育委員の任期が、平成26年10月18日をもって満了するので、新たに委員を委嘱するものである。

社会教育委員は、社会教育法及び青森県社会教育委員設置条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものであり、その職務については、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じて意見を述べること、そのために必要な研究調査を行うこととされている。

今回任命する委員のうち、新任は、佐藤貴子氏、古川郁生氏、毛利精悟氏、柿崎博氏、前田智子氏、外井亜希氏、七條いつ子氏、吉田圭子氏、茂木典子氏、増田貴人氏の10名、再任は、横田渉子氏、大沢潤蔵氏の2名、計12名である。

なお、前田智子氏、外井亜希氏は、公募により選考した委員である。

また、委員の任期は、平成26年10月19日から平成28年10月18日までの2年間である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 青森県社会教育委員の人事について

(中野生涯学習課長)

このたび、青森県社会教育委員五十嵐健志氏から辞任届が提出されたことから、これを承認し、委員の委嘱を解くものである。

なお、五十嵐委員の残任期間が1か月に満たないことから、補欠委員の選任は行わないものである。

(清野委員)

五十嵐委員はなぜ辞任届を提出するに至ったのか。

(中野生涯学習課長)

辞任の理由は、「報告書の内容に委員として責任が持てないため」となっている。

(野澤委員)

任期満了まですぐという時期であり、意味深長な感じに受け止めている。何かしら胸に含めるものがあるのか。今後の参考になるかもしれないので、その辺は少し調べていただきたい。

(中野生涯学習課長)

辞任届は9月16日にいただいた。委員には実際に会ってお話しをしたいということで連絡を取っていたが、多忙であるということでお会いすることができなかった。社会教育委員の報告というのは、委員それぞれが調査を行った後に社会教育委員全体で会議をして、報告書を取りまとめるという形でやっている。ご本人から直接確認できなかったが、報告書を取りまとめる段階で五十嵐委員の意見がなかなか取り上げられなかったということがあったので、恐らく、そのことについて納得がいかないことがあったのだと思う。

(野澤委員)

了解した。ただ、今後の会議運営の中で、委員の意見がなかなか反映されないということがないように十分配慮していただきたい。

(豊川委員長)

事務局ではかなり五十嵐委員の意向を汲み入れて色々と資料を作っていたようだが、それでもうまく通らないということで、このようなことになったようだ。本人の意向なので仕方ないという感じで私は受け止めていた。

他に何かご質問、ご意見はないか。なければ、議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 学校職員の人事について (非公開の会議に付き記録別途)

その他 職員の懲戒処分の状況

(豊川委員長)

9月中に行った職員の懲戒処分については資料のとおりである。何かご意見、ご質問はあるか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。